

【ご注意願います】

ご入金や返還期限猶予願の提出等の手続きがないまま延滞が続きますと・・・

○ 債権回収会社からの返還の督促

振替不能が4回連続するなどして延滞が3か月以上となりますと、口座振替を停止し、当機構が回収を委託した債権回収会社が、あなた（人的保証を選択された方は、さらに連帯保証人様及び保証人様）に対し、奨学金返還の督促を行います。また、ご自宅や勤務先を訪問する場合があります。

○ 個人情報情報機関への登録

あなたが新たに返還を開始した月から6か月が経過した時点で入金等がないまま3ヶ月以上延滞していた場合は、先にご提出頂いた「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の記載内容に基づき、当機構はあなたの個人情報を延滞者として個人情報情報機関に登録します。延滞者として個人情報情報機関に登録されますと、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなるおそれがありますので、くれぐれもご注意願います。

○ 機関保証を選択された方（保証料を支払っている場合）

長期延滞となった場合、当機構はあなたの「期限の利益」（割賦返還を履行することにより、奨学金の一括返還が猶予されている状態のこと）を剥奪します。「期限の利益」が剥奪されると、あなたは直ちに奨学金の残元金、利息、延滞金の総額を一括して支払う義務を負うこととなります。それでも支払いがない場合、当機構はあなたの奨学金返還を保証している公益財団法人日本国際教育支援協会へあなたに代わって支払うよう「代位弁済」を請求し、奨学金の残元金等を回収します。その後、あなたは協会に対し、代位弁済金額を原則として一括で支払わなければなりません。

○ 人的保証を選択された方（連帯保証人・保証人を立てている場合）

今月もご入金がない場合は、あなたの連帯保証人に対し、督促状の送付及び電話による連絡をいたします。さらに、次月もご入金がない場合は、保証人に対しても同様の連絡をいたします。それでもなおご入金や猶予願の提出等の手続きがなく長期延滞となった場合には、民事訴訟法に基づく法的措置をとります。